

令和7年1月21日

支出負担行為担当官  
 防衛省大臣官房会計課  
 会計管理官 平下 一三  
 (公印省略)

## 公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

## 記

## 1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
KX-021	静止衛星ホステッドペイロードとしての赤外線センサ搭載に関する調査研究	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和8年4月30日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）

3. 入札日時 令和7年2月19日（水）10：30

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格
- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
  - 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
  - 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
  - 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
  - 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
  - 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
  - 上記（3）の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和7年2月4日（火）12：00までに、下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項目	基準	数値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。

2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であつて、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野

における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創業ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を令和7年2月5日（水）14:00までに提出しなければならない。
- (5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年2月17日（月）までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。  
受付時間 9:30~18:15（12:00~13:00までの間を除く）

**また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。**

メールアドレス：naikyoku\_chotatsu\_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 森田 電話 03-3268-3111 内線 20823

## 適合条件

### 1 条件

契約相手方は、次の条件を満たしていること。

- a) 過去 3 年以内に、日本又は米国において防衛用途の静止衛星搭載用の赤外線センサーに関する契約を有し、当該政府の認可を受けて納入した実績を有している又は当該実績を有する事業者を含めた履行体制を確保していること。
- b) 過去 3 年以内に、米国のミサイル防衛に用いる地上システムの開発実績を有している又は当該実績を有する事業者を含めた履行体制を確保していること。

### 2 提出書類

1 の条件を満たすことが客観的に示されているもの（形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示したうえで綴るものとする。）。

なお、提出書類に関する問い合わせは、2月4日（火）の17時15分までとする。また、提出した証明書等について、官側が説明を求めたときはこれに応じなければならない。

提出された証明書等を審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に限り入札の対象とする。

### 3 提出部数

1 部

### 4 提出期限

2月5日（水）14：00

# 防 衛 省 仕 様 書

1 / 6

件 名	静止衛星ホステッドペイロードとしての赤 外線センサ搭載に関する調査研究	仕様書番号	
		作成年月日	令和 6 年 12 月 18 日
		作成部課名	防衛政策局 戦略企画参事官

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、「静止衛星ホステッドペイロードとしての赤外線センサ搭載に関する調査研究」（以下「本役務」という。）を行うために必要な事項について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で使用する用語及び定義は、表 1 のとおりとする。

表 1 用語及び定義

番号	用語	定義
1	PWSA (Proliferated Warfighter Space Architecture)	米国宇宙開発庁が計画を進めている、低軌道衛星群による通信、ミサイル追尾などを行う軍事衛星ネットワーク

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する以下の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容を優先する。

- 著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）及び同関連規則
- 不正競争防止法（平成 5 年法律第 4 7 号）及び同関連規則
- 知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）及び同関連規則
- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 1 1 年法律第 4 2 号）及び同関連規則

## 2 役務に関する要求

### 2.1 本役務の概要

赤外線センサは、防衛省が検討を進めている極超音速滑空体（以下「HGV」という。）の探知及び追尾のための静止衛星を実現する上で必要な装備である。また、衛星整備コスト削減及び早期装備化の観点から、赤外線センサを静止衛星に相乗する形（ホステッドペイロー

ド)を検討することは重要である。そこで、本役務では、静止衛星に搭載した赤外線センサを用いた HGV 探知、追尾ミッションのコンセプト等の導出、静止衛星ホステッドペイロードとしての赤外線センサ及び静止衛星に関する考察及び静止衛星にホステッドペイロードとして赤外線センサを搭載するための概念設計を実施する。

## 2.2 契約相手方の条件

契約相手方は、次の条件を満たしていること。

- a) 過去 3 年以内に、日本又は米国において防衛用途の静止衛星搭載用の赤外線センサに関する契約を有し、当該政府の認可を受けて納入した実績を有している又は当該実績を有する事業者を含めた履行体制を確保していること。
- b) 過去 3 年以内に、米国のミサイル防衛に用いる地上システムの開発実績を有している又は当該実績を有する事業者を含めた履行体制を確保していること。

## 2.3 実施の内容

契約相手方は、以下の調査研究を実施するものとする。

### 2.3.1 静止衛星に搭載した赤外線センサを用いた HGV 探知、追尾ミッションのコンセプト等の導出

契約相手方は、静止衛星に搭載した赤外線センサを用いた HGV 探知、追尾ミッションを達成するためのコンセプト及びアーキテクチャを導出する。導出にあたっては、米国との相互運用性を考慮するとともに、以下の点を満たすように留意すること。

- a) 日本のミサイル追尾システムの一部として赤外線センサを統合するアーキテクチャとすること
- b) 赤外線センサを搭載する静止衛星の基数を、1 基、2 基又は 3 基とする 3 通りの場合で導出すること
- c) PWSA との相互運用性を考慮すること

### 2.3.2 静止衛星ホステッドペイロードとしての赤外線センサ及び静止衛星に関する考察

契約相手方は、2.3.1 で導出したコンセプトを実現するための赤外線センサ及び静止衛星に関して、以下の項目について考察する。

- a) 火器管制に必要となる精度で HGV を探知、追尾する場合に要求される赤外線センサの性能、信頼性等
- b) 想定される赤外線センサのサイズ、質量、消費電力、運用寿命等
- c) 静止衛星に要求されるポインティング時の駆動性能、姿勢安定性等
- d) 運用又はパフォーマンスを阻害しうる環境的又は技術的な要因

### 2.3.3 静止衛星にホステッドペイロードとして赤外線センサを搭載するための概念設計

契約相手方は、2.3.2の結果を踏まえ、静止衛星にホステッドペイロードとして赤外線センサを搭載するための概念設計を実施する。概念設計にあたり、衛星バスは国産のものを前提とすること。また、概念設計には以下の項目に含めること。

- a) 衛星バスと赤外線センサ間とのインターフェース設計。なお、想定する衛星バスにおいてインターフェースの改良が必要な場合は、必要最低限かつ最も低リスクの改良要件を示すこと。
- b) 赤外線センサと衛星バスとの通信に関して、要求される通信容量、データ格納容量及び通信システムの互換性。

また、上記を踏まえ、想定する静止衛星にホステッドペイロードとして赤外線センサを搭載する場合の搭載及び試験の想定スケジュールを提示すること。

## 2.4 実施計画書の作成

契約相手方は、本役務に関する実施計画書（実施体制図、文書で求める実施事項を遂行するための計画及び具体的手法、実施スケジュール、再委託（外注）先等を含む。）を官側に提出し、承認を得るものとする。

## 2.5 報告会等の実施

契約相手方は、キックオフ会議、中間報告会及び成果報告会（以下「報告会等」という。）を実施する。

報告会等には、官側及び契約相手方が参加するほか、契約相手方が本役務の実施に際して第三者と契約を締結し、役務作業に参加させている場合、官側の確認を得た上で当該第三者が参加できるものとする。

報告会等の実施場所は、防衛省市ヶ谷地区を基準とする。ただし、契約相手方は、防衛省市ヶ谷地区への参集が難しい参加者を Web 会議を活用して出席させることができるものとする。

契約相手方は、報告会等の終了後速やかに議事録を作成し、官側に提出するものとする。

### 2.5.1 キックオフ会議

契約相手方は、2.4の実実施計画書の作成にかかる調整のために、契約締結後速やかにキックオフ会議を実施する。

### 2.5.2 中間報告会

契約相手方は、本役務で得られた中間成果をまとめた中間報告書を作成し、中間報告会を実施する。中間報告会における官側の指摘事項については、その内容を成果報告書に反映させるものとする。

中間報告会の実施時期は、官側と調整して決定するものとする。

### 2.5.3 成果報告会

契約相手方は、本役務で得られた成果をまとめた成果報告書を作成し、その内容について説明するために成果報告会を実施する。成果報告会における官側の指摘事項については、その内容を最終報告書に反映させるものとする。

成果報告会の実施時期は、令和8年4月を基準とする。

### 2.6 提出書類

契約相手方は、表2に示す書類を官側に提出するものとする。

表2 提出書類

番号	名称	数量	納入場所	納入時期	備考
1	実施計画書	2部	防衛政策局 戦略企画参 事官	契約締結後30 日以内	提出書類は、 紙の他、電子 データにつ いてCD又 はDVD1枚 に格納して 提出するも のとする。
2	中間報告書			中間報告会時	
3	成果報告書			成果報告会時	
4	最終報告書			令和8年4月 30日まで	
5	議事録	1部		報告会等の後	電子データ

なお、書類の作成にあたっては、以下の点に留意すること。

- a) 技術的な説明に関しては内容や書きぶりを平易にするように努め、宇宙工学の知見を有さない者にも理解が容易になるように専門用語の使用を極力限定するなど、理解を容易にする措置を十分に講じるものとする。
- b) 本文中に引用した引用文献等については、その典拠を注のかたちで示すものとする。なお、引用しなかった参考文献等については、参考文献リストとして掲載するものとする。
- c) 不正競争防止法等に基づく社外秘等を含む場合は同法等に基づき表示するものとする。
- d) 最終報告書は、部外の求めに応じて開示することがあり得るので、取材先及び協力先との関係等の理由で開示が不適当な事項については、不適当である理由を別途とりまとめて1部提出するものとする。
- e) 最終報告書は、A4版で製本し、表紙及び背表紙にタイトルを印刷すること。

### 3 役務期間

契約締結日～令和8年4月30日

### 4 役務実施場所

契約相手方事業所

## 5 検査

報告会及び提出書類にもとづき、防衛政策局戦略企画参事官の支出負担行為担当官等補助者（以下「支出負担行為担当官等」という）が実施するものとする。

契約相手方は、役務の履行に関して、表 2 に定めるものの他、官側との調整により、支出負担行為担当官等の求める資料の提出に応じなければならない。

## 6 その他の指示

### 6.1 取材先及び協力先への聞き取り

本役務を実施する上で、取材先及び協力先への聞き取りが必要な場合は、契約相手方が直接実施するものとする。また、取材先及び協力先に防衛省の委託であることを明らかにする必要がある場合は、事前に官側と調整するものとする。

### 6.2 官側の支援

契約相手方は、この契約を履行するに当たり、官の保有する施設、設備及び文書等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官と十分調整の上、官の規則等を遵守し、無償で支援を受けられるものとする。

### 6.3 器材等

契約相手方は、本役務に必要な器材等を準備するものとする。ただし、契約相手方は、防衛省市ヶ谷地区で本役務を実施する上で必要な場合には、官側と調整の上、器材の貸付等を受けられるものとする。

### 6.4 知的財産権及びその他の権利

- a) 契約相手方は、この契約の履行に際して、第三者の有する著作権、特許権等、知的財産基本法第 2 条 2 項に定める知的財産権を侵害しないことを確認するものとする。
- b) 提出書類に関する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 17 条第 1 項に規定される著作権をいう。以下同じ。）は官側に帰属するものとする。ただし、契約相手方が本役務の以前から所有している著作権についてはこの限りではない。また、契約相手方は著作者人格権（同項に規定される著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。
- c) 契約相手方は、本役務の履行に際して、必要不可欠な限度において、第三者が著作権を官に移転できないとき、当該部分にその旨を明示するものとする。
- d) 提出書類に行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 5 条第 2 号に該当する情報を記載する場合には、その都度その該当部分を明示するとともに、その理由を記載するものとする。
- e) 契約相手方は、前記 d) に定める必要な措置を講じなかったことにより、官が損害を受けた場合には、官は契約相手方に対して、その損害につき賠償を請求することができるものとする。
- f) 官及び契約相手方は、知的財産権の権利の帰属に関し、疑義が生じた場合には、その都度、協議して解決するものとする。

## 6.5 その他

- a) 契約相手方は、不可抗力以外で官の設備及び器材等に損害を与えた場合は、その責任を負うものとする。
- b) 官は、本役務中に発生した事故等について、官の責に帰する場合を除き、一切の責任を負わないものとする。
- c) 契約相手方は、この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。